

# 令和2年度 松浜小学校 いじめ防止基本方針

心の教育推進委員会

## 1 いじめ防止基本方針策定の目的

H29年3月に改定された「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、すべての子どもは次代を担うかけがえのない存在だと松浜小学校全職員で確認する必要がある。そして、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であると認識し、子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

## 2 いじめ防止基本方針

- (1) わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、更には保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- (2) すべての教職員がいじめの未然防止に積極的、組織的に対応すると共に、子どもと共に解決を図る。
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。
- (4) 支持的風土のある集団を高める学級経営を醸成し、互いに認め合ったり助け合ったりできる学級づくりに努める。

## 3 いじめ防止対策委員会の設置

学校全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、子どものいじめの防止に向け、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。そのため、以下の方針に沿って、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。また、日常的に「いじめ対応ミーティング」を開き、チームで対応する。

- (1) いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- (2) いじめ防止対策委員会を設置し、情報交換を行うことで、いじめの未然防止と早期発見、早期解決に努める。
- (3) 重大事態に発展する可能性のあるいじめが生じた場合には、いじめ防止対策委員会を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

### <いじめ防止対策委員会の構成>

校長，教頭，生活指導主任，特別支援教育コーディネーター  
当該学年主任，当該学級担任，養護教諭

\*尚、「4（5）重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応」のうち「重大事態」に該当する場合には、下記の構成員も加わる。

学校評議員，警察官，市教育委員会，児童相談所

## 4 いじめ防止の方策と対応

### (1) いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から、子ども一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット及びいじめ対応リーフレットに基づき、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ② 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、教育活動を通して、すべての児童に「目標設定」「自主的な活動」「振り返り」「称賛」のサイクルによる指導によって、自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。
- ③ わかる授業・できる授業，一人一人を大切にし，生かす教育活動を実施する。そのために，話を聞くことの価値を伝え「先生の話聞く」という「学習のルール」を徹底させる。また，学級・学年・学校の風土をつくり，保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ④ 友達の名前には「さん」を付けて呼ぶなど，言語環境を整える。
- ⑤ 管理職を中心に，休み時間の見守りを実施する。担任は，児童の遊び方を把握し，ズボン下ろしを絶対にしない校風を築く。

### (2) いじめの早期発見

- ① 児童をよく見る，話をよく聴く，寄り添う，かかわる，毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね，児童との信頼関係を築く。
  - ア) 朝の会や帰りの会での児童の様態観察の実施
  - イ) 毎週水曜日のふれあいタイムの実施
- ② いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し，児童の人権感覚を育成する。
- ③ 児童の話を丁寧に聴き取り，その後の対応についても被害児童の意向を汲みながら児童と一緒に考え，安心感をもたせる。
- ④ 日常の観察，こまめな記録の積み重ね，アンケート等の活用，教育相談体制の充実等により，いじめの早期発見に努める。
  - ア) 「いじめアンケート」の実施（年3回）
  - イ) ソーシャルスキルトレーニングの積極的な活用
  - ウ) 心の教育推進委員会との連携を図り，職員間での研修の場を設ける
- ⑤ 全教職員で児童の様子を見取り，情報を収集，整理して共有し，組織的な対応に迅速につながるようにする。
  - ア) 職員会議での情報交換（月1回）
  - イ) 浜っ子を語る会（年2回）
- ⑥ 保護者からの連絡や相談に対しては，「迅速・丁寧・誠実」をモットーに即時対応・早期解決に努める。
- ⑦ インターネットや通信型ゲーム機，スマートホン等を通じた見えにくい「いじめ」にも注意を払う。

### (3) いじめへの対処

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかにいじめ対応ミーティングを行い、組織で対応する。その場合には、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
- ② いじめられた児童に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- ③ いじめた児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- ④ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるようにする。
- ⑤ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

### (4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保)に基づき、チーム対応による長期のケアを行う。
- ② いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

### (5) 重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間※、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

具体的には、次のような対応や支援を行う。

### <児童への対応>

- ① 学級担任や養護教諭等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ② いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りを丁寧に行う。
- ③ いじめの解決に向けて、当該児童の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を検討する。
- ④ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ⑤ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
- ⑥ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。

また、当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努めるために、保護者に対しても必要な対応や支援を行う。

### <保護者への対応>

- ① 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 当該児童が受けたいじめに係る事実や、児童の心身の状況について丁寧に説明する。
- ③ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を検討する。
- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合、カウンセリングを勧める。

#### (6) いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

(平成26年4月1日 策定)

(平成29年4月3日 改定)

(令和2年4月3日 改定)